

２０１４年１２月４日

吉 岡 齊

１１月２４日付けの吉岡委員コメント（意見書）は、第９回で配られた案に対するもので、第１０回で配られた案における加筆修正部箇所が反映されていないので、それに対するコメントを記す。なお、前回のコメントとの統合版をこれから作る予定である。

１．この「中間整理」は、審議途上の段階での、事務局見解と、それに対する委員等（専門委員、オブザーバーを含む）のリアクションを、並べたものと理解する。そこで欠落しているのは、委員の同意である（専門委員、オブザーバーは同意又は不同意の権利がない）。委員の同意がない以上、ここに書いてあることを根拠として政策を企画・立案するのは不適切である。なお今後、委員の同意を得る手続きを進めるならば、私は少数意見を書かねばならない。それは前回の意見書と、今回の追加意見書を併合した文章として、書かれることとなるだろう。（もう一つ、ここに書いてあることを根拠として政策を企画・立案するのが不適切な理由は、パブリックコメント・公聴会などによる洗礼を受けていないことにある）。

２．欠落している諸点のうち、もうひとつきわめて重要な点は、諸命題の論理的な整合性である。以下の認識を基本に据えれば、ここで書かれている多くの個別政策は、合理的に説明できる。そのようにすれば論理的な無理が軽減されるので、強くお勧めする。

原子力発電を続けることは、電力会社にとって非常に重荷である。電力会社の立場からみると、政府が原子力発電を続けることにともなう主要なコスト・リスクの大半を肩代わりしなければ、原子力発電を続けることはできない。そこで政府が、原子力発電を続けることに利害関係者の既得権保護、地政学上のメリット、安全保障上のメリットなどの意義があることを踏まえて、原子力発電を続けるために、電力会社の主要なコスト・リスクの大半を、国家財政や消費者負担によって肩代わりすることを決断し、必要な政策措置を講ずることとした。（以上）

３．第１０回の発言でも若干述べたが、上記のような考え方は、莫大な国民的損失を招く可能性がきわめて高い。歴史的にも類似例がある。それは石炭産業に対する長期にわたる巨額の国家資金供与である。その愚を繰り返してはならない。

４．第９回での事務局および座長の回答によると、２０１５年３月末までに温室効果ガス排出削減目標を日本政府として示すことを断念するつもりとのことである。これはぜひ撤回していただきたい。さもないとすれば２０１５年末のＣＯＰ２１におけるイニシアチブをと

ることができなくなる。温室効果ガス排出削減は国際政治の重要案件のひとつであり、これに乗り遅れることは国際政治の重要な機会を失うことを意味する。経済産業省がエネルギーミックスを示し、それに立脚して削減目標を決める必要はない。この手法は慣行に過ぎず、法的根拠はない。前例もある。民主党鳩山政権は鳩山イニシアチブ（2009年9月）として、これを行った。政治目標が上位に立つ。それに基づいてエネルギー政策を決めればよい。それはエネルギーミックス目標ではなく、ポリシーミックス目標として示せばよい。そこから自動的にエネルギーミックスの予測（将来の経済情勢等の推移は不確実なので、予測はかなりの幅を持つ）が導かれる。それが排出削減目標とあまりにもかけ離れているならば、逆のフィードバックをかけて調整を行えばよい。

5. 原発比率の低減という言葉が多く箇所で踊っているが、それを確実に進めるための具体的な政策措置が何一つ示されていない。読者が想定しうるのはただひとつ、「規制委員会が不合格を出すか、電力会社自身が再稼働の利害得失や住民・国民同意の可能性を考慮して、みずから廃止決定をする」ことだけである。政府は具体的な廃止促進政策体系を提示しなければならない。

6. 3ページに「原子力政策の大きな転換」と書いているが、とんでもない誤りである。2012年9月に民主党政権下でエネルギー・環境会議が決定した「革新的エネルギー・環境戦略」も、中途半端な「転換」方針にとどまったが、それと比べても何ら革新性がない。福島原発事故前の原子力政策は（1）原発のゆるやかな拡大、（2）核燃料再処理の拡大、（3）高速増殖炉開発の促進、という3本柱からなっていた。民主党政権の決定（上記）は（2）では不十分だったが、（1）（3）を少なからず変えた。それに対して、今回の中間整理（改訂案）は、2010年までの原子力政策と「方向性」は全く変わっていない。福島原発事故により「現状」のベースラインが大きく後退したので、それとの整合性をとることが必要となっているが、「方向性」には全く変化がみられない。

以上